

2018
No.682

1

平成 29 年
12 月 15 日発行



137 年分のありがとう 実穀小への感謝を込めて
思い出はいつまでも、93 人で力強く翔び立ちます。



138 年間ずっと大切な場所 そしてこれからも・・・

吉原小は、みんなのふるさと。『未来へ大きく花ひらけ！吉原っ子 51 人！』

広報



あみ

人と自然が織りなす、輝くまち

主な内容

2 月 18 日は町長選挙の投票日です…	2
所得税、町・県民税の申告手続きは正しくお早めに…	4
不動産公売に参加してみませんか？……	6
町民憲章 町の花・木・鳥……………	9
子育てを応援します……………	12



町選挙管理委員会（総務課内） ☎888-1111
(214・215)

平成30年2月18日(日)は、阿見町長選挙の投票日です。
棄権しないでそろって投票しましょう。

※投・開票状況はホームページで速報します

●告示日：2月13日(火) ●投票日：2月18日(日) ●投票
時間：午前7時～午後8時 ●投票場所：町内17投票所（入
場券に記載・ホームページにも掲載中）

■今回の選挙で投票できる人

次のすべての条件を満たしていることが必要です。

▼阿見町の選挙人名簿に登録されている人

▼町に住所を有する年齢満18歳以上の日本国民（平成12年2月19日までに生まれた人）

▼登録の基準日（2月12日）までに引き続き3か月以上阿見町に住み、住民基本台帳に登録されている人（平成29年11月12日までに転入手続きをした人）

■投票の方法

投票用紙に候補者名を1人書いて投票してください。

■投票所入場券

入場券は封書形式で世帯主宛てに送付されます。封書の中には同一世帯最大6人分の入場券が封入されていますので、封書が届きましたら圧着

部をはがし、切り取り線に従って個人ごとに切り離して、投票所へお持ちください。世帯の人数が7人以上の場合は、封書が複数枚届きます。

■投票日に投票所で投票

▼時間 午前7時～午後8時

▼場所 町内17投票所（入場券でご確認をお願いします）

▼持参するもの 投票所入場券（入場券がなくても本人確認ができれば投票できます）

■期日前投票

投票日当日に、仕事やレジャーなどで投票ができない人は、期日前投票をすることがあります（宣誓書への署名、提出が必要となります）。

▼期間 2月14日(水)～17日(土) ※告示日当日は投票できません。ご注意ください

▼時間 午前8時30分～午後8時

▼場所 役場1階ロビー

▼持参するもの 投票所入場券（入場券がなくても本人確認ができれば投票できます）

※期日前投票を利用される人で、事前に宣誓書の記入を希望される場合は、入場券の裏面に必要事項を記入の上ご持参ください（投票日当日に投票する場合や期日前投票所で宣誓される場合は、宣誓書の記入は不要です）

■他市町村で不在者投票

出張等で投票日当日の投票や期日前投票ができない人は、町選挙管理委員会に投票用紙を請求してください。投票用紙の到着後、滞在地の選挙管理委員会が指定する場所での不在者投票をすることができます。

※投票用紙の請求や投票後の手続きに、郵送の時間がかかりますので、お早めに請求・投票してください

■郵便による不在者投票

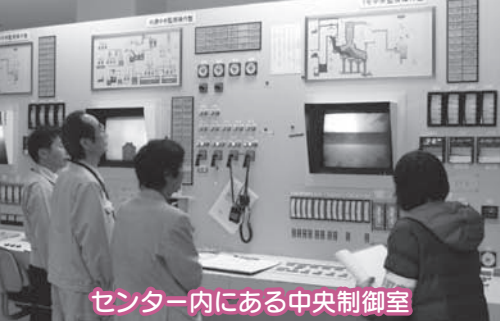
郵便による不在者投票は、身体に重度の障害等がある人が自宅で投票できる制度です。事前に申請をする必要があり、また投票日の4日前までに投票用紙の請求をする必要がありますので、希望する人は、お早めに町選挙管理委員会までお問い合わせください。

■代理投票・点字投票

心身の故障やその他の事由で、投票用紙に自書できない人は、投票所の係員が代筆します。代筆を希望する人は、当日係員に申し出てください。また、目の不自由な人は、点字で投票することができます。点字器は投票所に備え付けてありますので、当日係員に申し出てください。

●立候補に向けた説明会等

- 立候補に向けた説明会等
- 立候補届出事前審査
 - 期日 平成30年1月16日(火)
 - 時間 午後2時から
 - 場所 役場3階305会議室
- 出納責任者説明会
 - 期日 2月2日(金)
 - 時間 午後2時から
 - 場所 役場3階302会議室
- 立候補届出受付
 - 期日 2月13日(火)
 - 時間 午前8時30分～午後5時
 - 場所 役場3階305会議室
- 阿見町長選挙『投票立会人』『臨時職員』募集
 - 『投票立会人』および『臨時職員』を募集します。詳細は22ページをご覧ください。
- 選挙公報は告示日以後に新聞折り込みで配布します。そのほか役場・うずら出張所・町公民館等に据え置きますのでご利用ください。また、町ホームページにも掲載予定です



センター内にある中央制御室



ペットボトルのリサイクル処理



町民特派員レポート 霞クリーンセンター

町では、平成9年に稼働を開始した「霞クリーンセンター」にてごみ処理を行っています。県内44市町村のうち、11市3町は、それぞれごみ処理施設を建設し、単独でごみ処理を行っています。他の30市町村は近隣の市町村が共同で運営する一部事務組合を設立し、ごみ処理を行っています。今回は、「霞クリーンセンター」について町民特派員が取材を行いました。

『霞クリーンセンター』の概要

- ▼ 所在：阿見町追原2731-2
- ▼ 敷地面積：31499㎡
- ▼ 延床面積：4557㎡
- ▼ 工場棟：鉄骨・鉄筋コンクリート造、地上4階、地下1階
- ▼ ごみ焼却施設：1日の焼却能力84トン
- ▼ 粗大ごみ処理施設：1日の破碎能力30トンの破砕能力
- ▼ 管理棟：鉄筋コンクリート造
- ▼ 平成9年4月竣工

霞クリーンセンターは、町廃棄物対策課霞クリーンセンター係の職員の他、施設の維持管理を担当する施設技術管理者、焼却施設・粗大ごみ処理施設それぞれの運転委託会社の運転員および作業員など総勢32名で運営されています。

今回の取材では、施設技術

管理者の斎藤さんにセンター内を案内していただきながら、施設内で作業をしている作業員の皆さんにもインタビューを行いました。

センターの環境保全対策は？

センターには、各家庭・店舗・種事業所などから、さまざまなごみが持ち込まれます。ごみの中には、焼却すると有害なガスを発生するものなどがあります。センターでは、こうした有害なガス・汚水・排煙を外部に排出しないように、排水処理設備（センター内の汚水は一切外部に排水しないクローズドシステム）・ろ過式集じんシステム（燃焼ガスをろ過してきれいにする）・有害ガス除去装置（ダイオキシン等の除去）・飛灰固化装置（焼却したごみの灰が飛散しない

ように処理する）などで環境保全対策を行っています。

1日に処理しているごみの量はどのくらいですか？

町内には約1400か所のごみ集積所があります。この集積所から、ごみ収集車約30台分のごみが月曜日から土曜日まで、センターに運び込まれています。

曜日や地区によって、回収する可燃ごみと不燃ごみの区分があります。全体として1日で約60トン（内訳は、可燃ごみ56トン、不燃ごみ4トン）のごみをセンターで処理しています。

ごみ収集で問題になったことは？

▼ ルールを守らずごみを出して回収できないことがある

▼ 分別ができていないため再利用できない資源ごみがある

▼ 集積所に出された資源ごみが持ち去られる、など

● ごみカレンダーに記載しているルールを守って、ごみの収集・ごみの減量化・リサイクルにご協力をお願いいたします

取材を通じて感じたこと 杉本特派員

▼ センターでは、ごみを処理するだけでなく、町内各小学生的の施設見学を多数受け入れたり、不法投棄を防止のために環境保全監視員が町内各所を巡回したり、町内の集積所から回収したペットボトル・鉄・アルミニウムをリサイクルのために処理するなど、さまざまな取り組みが行われていた

▼ 毎日回収されるごみの中には危険なもの・有害なものもあるので、処理をする作業員が安全に作業が行えるように、ごみの出し方を改めて注意しようと思う

近藤特派員

▼ 霞クリーンセンターに直接持ち込まれるごみ（家庭からの持ち込みなど）がとても多いことに、驚きました

▼ 機械で裁断することのできない粗大ごみをセンターの作業員が手作業で解体していたり、ガラス瓶を色の種類ごとに手作業で仕分けするなど、大変危険な作業があり、ごみの分別がいろいろな意味でも大切なことがわかりました

平成 29 年分 (平成 30 年度)

所得税、町・県民税(住民税)の申告 手続きは正しくお早めに

税務課 ☎888-1111 (151・152・156)

所得税の確定申告

『所得税及び復興特別所得税の確定申告』は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得の金額とそれに対する所得税および復興特別所得税の額を計算し、申告期限【平成30年3月15日(木)】までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続きです。

住民税(町・県民税)の申告

また、納め過ぎた所得税の還付を受けるための申告を還付申告といえます。

給与・公的年金以外の所得のある人(確定申告した人を除く)、収入のなかった人、遺族年金・障害年金・失業保険などの非課税所得のみで同居する親族の扶養になっていない人は住民税の申告が必要となります。

非課税証明書の発行や、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料などの算定の際に必要となりますので、必ず申告期限【平成30年

3月15日(木)】までに申告してください。

※年金所得者にかかる確定申告不要制度に該当する人が源泉徴収票に記載されていない控除を受けるためには、住民税申告が必要となります(老人配偶者・障害者・寡婦などの控除もれに注意してください)

持参するもの

- ▼個人番号カードまたは通知カード等および運転免許証等の本人確認のできる書類
- ▼事業所得(営業・農業)や不動産所得がある人は、▽『収支内訳書』の作成に必要な収入や必要経費を記載した帳簿▽固定資産税の課税明細書など
- ▼給与所得・公的年金などの源泉徴収票(原本)
- ▼雑所得・一時所得などの支払調書
- ▼本人が支払った本人および同一生計の親族に係る医療費が所得の5%以上(所得が200万円以上)の場合には10万円以上ある人は、医療を受けた人ごとに支払った医療費・保険金などの補てん金を記載する『医療費控除の明細書』を作成し添付▽医療費控除の特例としてセルフメディケーション税制を選択することが出来ます
- ▼本人が支払った本人および同一生計の親族に係る健康保険料・国民健康保険税・介護保険料・国民年金保険料などの控除証明書
- ▼本人が支払った本人および配偶者に係る個人年金保険料の控除証明書
- ▼本人が支払った本人および同一生計の親族に係る地震保険料などの控除証明書
- ▼本人が支払った特定寄付金などの受領証明書
- ▼障害者または障害者を扶養する人は、▽障害者手帳▽療育手帳▽寝たきり・認知症等の高齢者の「障害者控除対象者認定書」など
- ▼還付になる場合は、還付金を受け取る本人名義の口座(金融機関・支店名・口座番号)
- ▼認め印 ※ゴム印不可

税務署での確定申告

期間

平成30年2月16日(金)～3月15日(木)(土日を除く)
※2月18日(日)および2月25日(日)は開場します

相談時間

午前9時～午後5時まで
竜ヶ崎税務署

〒301-8601 龍ヶ崎市川原代町1-182-5
☎0297-66-1303
(自動音声案内)

▼申告書の作成には時間を要しますので、午後4時ごろまでにお越しください

※なお、毎年駐車場が大変混雑しますので、公共交通機関の利用をお願いします

町では、住民税の申告書が手元にない場合や住民税の申告書の書き方がわからない場合には、国税庁のホームページの『確定申告書等作成コーナー』などを利用して印刷した申告書の表題部を『平成30年度住民税申告書』に訂正し、住民税申告書の代わりとして提出することが出来ます。町の申告相談会場に持参または町税務課宛てに郵送してください。

●申告相談会 会場：役場 3 階 301 会議室

区 分	期 間	時 間	対 象
所得税確定（還付）申告・住民税申告の相談および受付 ※事業所得（営業・農業）・不動産所得のある人、確定申告により所得税が納税となる人の相談はできません	平成 30 年 2 月 8 日（木）～ 15 日（木）（土・日・祝日を除く） ※初日は混雑が予想されます	▼受付開始時間 午前 7 時 30 分 に役場北口玄関を開錠します。3 階の申告相談会場入口に設置してある受付番号簿に氏名を記入してお待ちください。 番号札を配布は 8 時 30 分からはとなります。 ▼相談時間 午前 8 時 45 分から受付番号順に申告相談を開始します。 ▼受付終了時間 午後 3 時 30 分まで受付します。 ※日曜申告の日は午前 11 時までで受付します ※混雑状況によって早めに受付を終了する場合があります	▼給与所得者で年末調整をしていない人 ▼給与所得・年金所得者で医療費控除・社会保険料控除・生命保険料控除・扶養控除などの追加により所得税が還付になる人 ▼収入のなかった人 ▼非課税所得のみの人 ▼他の市区町村に居住する人の扶養になっている人
所得税確定申告・住民税申告の相談および受付 ※消費税および地方消費税の確定申告、相続税・贈与税の申告の相談はできません ※そのほかにも役場で相談できない申告があります	平成 30 年 2 月 16 日（金）～ 3 月 15 日（木）（土・日を除く） ※日曜申告を行います ※ 2 月 25 日（日）の午前中のみ実施	午前 8 時 45 分から受付番号順に申告相談を開始します。 ▼受付終了時間 午後 3 時 30 分まで受付します。 ※日曜申告の日は午前 11 時までで受付します ※混雑状況によって早めに受付を終了する場合があります	▼上記の対象者および確定申告により所得税が納税となる人（青い受付番号簿に氏名を記入してお待ちください） ▼事業所得（営業・農業）や不動産所得などがある人（赤い受付番号簿に氏名を記入してお待ちください） ※提出書類や所得額・控除額を計算するために必要な書類がそろっていない場合は、受付できません

役場での申告相談

自ら申告書の作成が困難な人を対象に、住民税および所得税の確定申告（還付申告）についての申告相談、申告書の作成および収受を役場本庁舎 3 階の 301 会議室で行います。

▼申告相談の期間中は、確定申告書・住民税申告書などの配付および収受受付などについてもすべて、本庁舎 1 階の税務課窓口ではなく、本庁舎 3 階の申告相談会場で行います

▼申告相談の期間中は、役場駐車場の混雑が予想されます。来庁者の皆さまには、ご不便ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします

役場で相談できない申告

次の申告につきましては、竜ヶ崎税務署または国税局の電話相談センターでご相談ください。

▼青色申告・過去の年分の確定申告・修正申告・更正の請求など
 ▼事業（営業）所得（新たに事

業を開始した年分および震災による事業用資産・棚卸資産などの被害）、利子所得、配当所得、給与所得（特定支出控除）、先物取引に係る雑所得等、山林所得、総合課税の譲渡所得（ゴルフ会員権・貴金属など）、分離課税の譲渡所得（土地建物株式など）
 ▼変動所得・臨時所得の平均課税
 ▼雑損控除（災害・盗難による損害など）
 ▼居住の用に供した年分の住宅借入金等特別控除、特定増改築等住宅借入金等特別控除、住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別控除、認定長期優良住宅新築等特別税額控除
 ▼災害減免額、外国税額控除など
 ▼国外に居住している親族の扶養控除など

インターネットでの確定申告

確定申告期間中、税務署や役場の申告相談窓口・駐車場は大変混雑します。

国税庁のホームページを利用して自宅で確定申告書・収支内訳書・医療費控除の明細書等

のダウンロードや申告書の作成ができます。申告書などの提出は、印刷したものを竜ヶ崎税務署に郵送、役場の申告相談窓口で収受、または e-Tax（電子申告）がご利用できます。

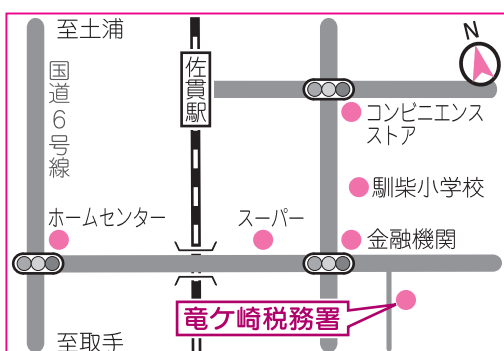
国税局の電話相談センター

●作成コーナーの操作などに関するお問い合わせ

e-Tax 作成コーナー
 ヘルプデスク ☎ 0570-0115901 ※月～金

曜日（祝日等および 12 月 29 日～1 月 3 日を除きます）
 ●確定申告などに関するお問い合わせ

竜ヶ崎税務署 ☎ 0297-661303（自動音声案内）



不動産公売に参加してみませんか？

町では茨城租税債権管理機構と合同で公売を行います。（※1）

一般の人も参加できる入札ですので、皆さんも参加してみたいはいかがですか。（※2）

※1 公売とは、滞納となった租税を徴収するため、差し押さえた納税者の財産を強制的に売却して、金銭にかえる手続きです

※2 原則どなたでも参加できますが、法令の規定により買受人になることや公売への参加が制限されることがあります

収納課 ☎888-1111 (158・159)

■公売日時および対象不動産

日 時	平成 30 年 2 月 20 日 (火) 受付時間：午後 0 時 50 分から			
場 所	役場 3 階 305 会議室			
公売対象 不動産	下表のとおり			
	売却区分 番号	公売財産の種別と所在	見積価額	公売保証金
	阿 29-1	(土地付建物) 阿見町大字福田	5,580,000 円	560,000 円
	※ 29-99	(山林) 阿見町うずら野 3 丁目 (畑) 同上	11,160,000 円	1,120,000 円
買受適格 証明書				
不要				
要				
※売却区分番号 29-99 は、茨城租税債権管理機構が公売執行機関となります 詳細は収納課に備え付けの『公売参加のご案内』をご覧ください				
当日持参 するもの	▼公売保証金（現金または銀行振出の小切手）▼身分を証明するもの（入札に参加される人の運転免許証など）▼印鑑<スタンプタイプの簡易印鑑不可>▼委任状（代理人や法人の従業員が入札に参加する場合に必要）▼収入印紙（200 円）（入札者が営利法人の場合または個人の営業者の場合に必要）▼買受適格証明書（公売財産が農地の場合に必要） ※農地の公売に参加するためには、町農業委員会の発行する『買受適格証明書』が必要になります。なお、申請期間は平成 30 年 1 月 22 日(月)～25 日(木)です。詳細は、町農業委員会事務局にお問い合わせください			
注意事項	▼公売は、予告なく中止になる場合があります。事前に公売実施の有無をお問い合わせください ▼入札に際しては、あらかじめ公売財産の現況・関係公簿等をご確認ください ▼土地の境界については、隣接地所有者と協議してください ▼公売執行機関（町・機構）は、公売財産の引渡義務および瑕疵担保責任を負いません。使用者または占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります ▼土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません			

■問い合わせ

●公売執行機関

▼収納課特別滞納対策係 ☎888-1111 (158・159) ▼茨城租税債権管理機構 ☎029-225-1221

●農業委員会

▼町農業委員会事務局 ☎888-1111 (186)

女性のさらなる 社会進出に向けて

—女性が輝く社会づくり—



このマークは男女共同参画社会のシンボルマークです

町民活動推進課男女共同参画推進室 ☎888-1111 (271)

阿見町男女共同参画センターをご利用ください

男女共同参画センターは、職場・地域・家庭などのあらゆる場で、男女が平等に社会参画し、いきいきと安心して暮らしていけるための学習・活動・交流の場として、男女を問わずご利用できる施設です。

平成27年1月に中央1丁目4番8号の貸しビル内に開所し、業務を行っていましたが、平成29年1月から中央公民館1階に移転し、平成30年1月で3年目を迎えます。

センターの概要

- ▼所在: 阿見町若栗 1886 番地 1 中央公民館 1 階内
- ▼電話・ファクシミリ: 896-3181
- ▼開所時間: 午前9時～午後5時
- ▼休館日: ①月曜日。ただし、月曜日が②③に掲げる日にあたるときは、その翌日も休館日とします
 - ②国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - ③12月29日から翌年の1月3日までの日



センター内の様子

センターの業務内容

- ▼男女共同参画についての情報の収集と提供
- ▼女性の自立のための学習や研修の場の提供
- ▼男女共同参画の交流促進と市民活動の支援
- ▼男女共同参画等についての相談業務など



センター入口付近の展示

阿見町男女共同参画センター主催講座の開催

男女共同参画センターでは学習の場の提供として町民講座を開催しています。これからの予定は、次のとおりです。詳細は広報あみ、チラシ、ホームページ等でお知らせしております。

No	講座名	期日	時間
①	第3回講座 知って得する暮らしの法律講座	平成30年1月20日(土)	午前10時～11時30分
②	第4回講座 地域における男女共同参画	2月10日(土)	午前10時～正午
③	第5回講座 「いざ」という時の防災	3月10日(土)	午前10時～正午

▼場所: ①②中央公民館多目的室 ③中央公民館集会室

男女共同参画パネル展

男女共同参画センターではセンター事業PRとして、平成30年1月23日(火)～31日(水)、2月10日(土)～16日(金)まで中央公民館1階ホールで男女共同参画パネル展『阿見町男女共同参画社会推進の歩み』を開催いたします。皆さまのご来場をお待ちしております。



6月開催のパネル展



6月開催のパネル展



11月開催のパネル展



11月開催のパネル展

阿見町の 地域貢献・社会貢献活動団体

『町民活動センター』は、市民活動団体の活動を支援するとともに、市民活動団体・企業・行政等の異なる特徴を持つ各主体が連携する協働によるまちづくりを推進しています。今回は、『一般社団法人絆』についてご紹介します。



町民活動センター ☎888-2051 / 町民活動推進課 ☎888-1111 (272)

一般社団法人 絆

■『一般社団法人絆』とは？

「一般社団法人絆」は、平成28年4月に、高齢者および障害者の生活環境の維持改善を通じて、高齢者の不安や心配事の解消に貢献することを目的として設立されました。

主な事業は、有償での移動サービスである福祉有償運送です。バスやタクシーなど公共交通機関を利用できない移動困難な人のために、車での外出支援を行っています。これまでつくば市で活動しておりましたが、平成29年8月に町福祉有償運送等運営協議会で協議が整ったため、町内での活動ができるようになりました。ほかにも、老人ホームや介護施設での移動販売・買い物代行・コールサービスによる安否確認を行なっています。



▲乗り降りの際は介助します

■団体の概要

名 称	一般社団法人 絆
代表者	瀬々凱暉
会 員	50人（平成29年11月時点）
活動地域	阿見町・牛久市・つくば市
問い合わせ	☎846-6360（土・日を除く午前9時～午後5時） ホームページ： http://s-kizuna.net/



▲老人ホームで移動販売を行います

■どうやって参加するの？

運転者（協会員）になるには、普通自動車第二種免許が必要となります。また、普通自動車第一種免許の所有者の場合は、過去2年間免許停止がなく、利用者への接遇・介助や運転の心構え、リスク対応などを学ぶ講習を修了する必要があります。受講費用は当法人で負担しますので、講習を受講されたい人は上記「団体の概要：問い合わせ」までご連絡ください。

■福祉有償運送は誰でも利用できますか

利用会員とその付添人だけが予約制で利用できます。対象となるのは、次のうち他人の介助によらず移動することが困難である人です。

- ①身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
- ②介護保険法に規定する要介護認定を受けている人
- ③介護保険法に規定する要支援認定を受けている人
- ④その他肢体不自由・内部障害・知的障害・精神障害・その他の障害を有する人

※③④は、「町福祉有償運送に係る移動困難者申出書」の提出が必要になります。利用方法・必要書類・利用金額など、詳細はホームページをご覧ください

■代表者のメッセージ

高齢者の介護には、社会全体で担う仕組みを作ることがまず大事と考えています。「考えたくない、いやな問題」から「みんなで助け合う、新たな連帯」としたいです。また、元気に高齢期を生きていきたいというのは、人々の普遍的な願いです。個人も地域も介護の予防に新たな取り組みが必要です。

定年退職後、何らかの資格を活かして働きたいという人も増えており、能力開発や雇用管理、地域でのネットワークづくりなど、高齢者の多様な参加が求められる時代になりました。体の不自由な人や障害のある人のためにあなたの力が必要です。私たちとともに運転者（協会員）として活動してみませんか。

町民憲章 町の花・木・鳥

町民活動推進課 ☎888-1111(272)

町民憲章とは

町民憲章ならびに町の花・木・鳥は、町民からの公募をもとに、「阿見町民憲章・町の花・木・鳥制定委員会」で協議を行ない、昭和60年(1985年)11月1日に制定されました。

町民憲章とは、町民全員の意思によって、「考え、つくり、実行し育てていく」もので、町民が生活するための約束ごとです。わたくしたちが住む郷土を愛し、誇りと責任をもって、明るく、豊かで、住みよい、そして、人間性あふれる魅力ある町にするため、日常生活のなかで、みんなで守り、努力していく町民の共通目標となります。

町民憲章

わたくしたちは、阿見町民であることに誇りと責任をもち、健康で、やすらぎと活力のある、住みよい町づくりをめざして、この町民憲章を定めます。

1. 自然を愛し、水と緑の美しい町をつくりましょう

町民一人ひとりが、自然と生活のつながりを認識し、自然に親しみ、美しい自然を後世に残すことを目標とします。

1. 知性と教養を高め、文化の香り高い町をつくりましょう

知性を磨き、教養を高め、進んで文化活動に参加し、豊かな心を育てることを目標とします。

1. 働くことに喜びをもち、豊かな町をつくりましょう

心身共に健康で働き、生産を高め、豊かで住みよい町づくりを目標とします。

1. 自らきまりを守り、力をあわせ、明るい町をつくりましょう

社会のきまりを守ることは、当然の義務として果たし、お互いに信頼し協力し合う気持ちで、秩序ある明るい町づくりを目標とします。

1. 思いやりと感謝の心で、あたたかい町をつくりましょう

人と人との結びつきを大切にし、お互いに深い思いやりと感謝の心をもち、どんな小さいことでも助けあう心で、温かい町づくりを目標とします。

町の花・木・鳥とは

町の花・木・鳥は、自然愛護への意識をより高め、人の心を和ませてくれる花を愛し、郷土の樹木を守り育て、野鳥に親しみ、心身ともに健全で潤いのある人間性を育む目的と町のシンボルです。

●町の花『キク』



●町の木『サクラ』



●町の鳥『ウグイス』



人と自然が共存し 環境を守るまち あみ

家電は「正しく」リサイクル

廃棄物対策課（霞クリーンセンター内） ☎889-0281

家電リサイクル法について

家電製品は、再利用可能な部品や資源を多く含んでいることから、リサイクルを進める仕組みを整備することが必要とされています。このことから、国では生活環境の保全と経済の健全な発展を目的とした「特定家庭用機器再商品化法」（家電リサイクル法）を平成 13 年に制定し、対象家電をリサイクルすることになりました。

■『家電リサイクル法』の対象家電 ※下記のイラストは環境省・経済産業省リーフレット「家電は正しくリサイクル」より引用



※エアコンは室外機を含みます ※「携帯式テレビ」および「カーテレビ」は対象外です
※対象家電が解体されたものも対象です

■処理料金

リサイクル料金＋収集運搬料金（※1）が必要です。

※リサイクル料金については、メーカーや製品の大きさ等で異なるため、（一財）家電リサイクル券センターのホームページ等でご確認ください

※1 指定引取所に直接持ち込んだ場合は、収集運搬料金は不要です

対象家電の処分方法について

■対象家電を買い替える場合

▼小売業者には、消費者が対象家電を購入する際、同種の製品の引取義務がありますので、買い替えの際は小売業者に引き取りを依頼してください

■処分だけ依頼する場合

●製品を購入した小売業者に依頼する場合

小売業者は、自ら販売した対象家電の引取義務がありますので、購入した小売業者に引き取りを依頼してください。

●製品を購入した小売業者に依頼できない場合

※**具体的な事例**：▼過去に購入した小売業者が倒産したため、引取りを依頼できない▼購入した小売業者が遠方であるため、引取りを依頼できない▼購入した小売業者がわからず引取りを依頼できない等



①小売業者（電気店・ホームセンター等）に引取りを依頼する

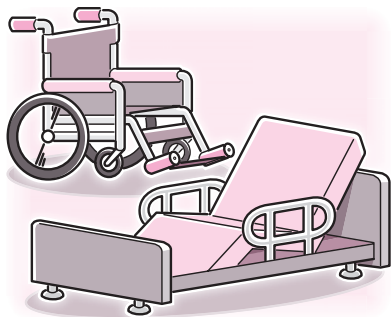
②指定引取所に持ち込む：郵便局にある振込用紙（家電リサイクル券）を使ってリサイクル料金を支払い、お近くの指定取引場所の持ち込んでください。近隣の指定取引所は、（一財）家電製品協会のホームページ等でご確認ください

③霞クリーンセンターに引取りを依頼する：リサイクル料金をお支払した明細書と粗大ごみステッカーが必要になります。粗大ごみステッカーは、霞クリーンセンターに直接搬入する場合は2枚、個別回収の場合は4枚必要です

ご利用ください！ 介護保険 福祉用具貸与・購入、 住宅改修をご紹介します

介護 保険

高齢福祉課介護保険係 ☎888-1111 (726)



介護保険では要介護・要支援認定者の日常生活上の不便を解消し、自宅での生活が続けられるよう、自宅で使用する車いす・腰掛け便座などの福祉用具の貸与および購入費の一部支給や小規模な住宅改修(手すりの取り付けなど)の工事費用の一部を支給しています。上手に利用して、自宅での快適な生活に役立てましょう。

福祉用具貸与

要介護・要支援認定者が自宅で使用する福祉用具を貸与します。貸し出し費用の1割または2割が自己負担です。

福祉用具の種類や貸し出し事業所によって、料金が異なります。利用の際には、ケアマネージャーなどにご相談ください。

対象となる福祉用具(13種類)・・・車いす 車いす付属品(電動補助装置など)

特殊寝台 特殊寝台付属品

品(サイドレールなど)

床ずれ防止用具 体位変換器 手すり(工事を伴わないもの) スロープ(工事を伴わないもの) 歩行器

歩行補助つえ 認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト(つり具の部分を除く)

自動排泄処理装置

特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)

要介護・要支援認定者が自宅で使用する特定福祉用具(貸与できない福祉用具や消耗品で次に該当するもの)を指定された業者から購入した場合に、かかった費用の9割または8割が払い戻されます。

このサービスを受けるためには、いったん全額を自分で支払い、高齢福祉課介護保険係窓口で申請する必要があります。購入前に、

ケアマネージャーなどにご相談ください。

対象となる特定福祉用具(5種類)・・・腰掛け便座

自動排泄処理装置の交換可能部品 入浴補助用具 簡易浴槽 移動用リフトのつり具の部分

※利用限度額は同年度(4月1日～翌年3月31日)で10万円です。1割または2割が自己負担のため、支給額の上限は9万円または8万円です

※原則として、同一年度内に同じ種類の福祉用具を2回以上購入することはできません

住宅改修

要介護・要支援認定者の転倒防止や段差解消などのための住宅改修工事にかかった費用の9割または8割が払い戻されます。

このサービスを受けるためには、工事前の事前申請を高齢福祉課介護保険係窓口で提出する必要があります。工事前にケアマネージャーなどにご相談ください。

対象となる工事

手すりの取り付け・居室や

廊下などへの転倒防止用の手すりの取り付け

段差の解消・玄関や掃き出し窓へのスロープの取り付け・居室と廊下の段差の解消・床のかさ上げ

床材の変更・浴室などの滑りにくい床材への変更・車いすでの移動を円滑にする床材への変更

引き戸などへの扉の取り替え・扉全体の取り換えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置など

洋式便器などへの取り替え・和式便器から洋式便器への取り替え、およびその際の洗浄機能付き便座の設置(便器の取り替えに伴う場合に限る)

そのほか前記の各工事に付帯して必要な工事

※利用限度額は20万円です。1割または2割が自己負担のため、支給額の上限は18万円または16万円です

※原則利用限度額は20万円ですが、引越した場合は「介護の必要の程度」の段階が大きく上がったときには、再度の給付を受けられます

子育てを応援します



みなさん、こんにちは！

寒さが厳しい季節となりました。今回は町内の全小学校で実施している『放課後子ども教室』についてご紹介します。

放課後子ども教室とは、子どもたちが放課後等に安全・安心に活動できる場所として、小学校施設（余裕教室や体育館・グラウンド）を活用し、自由遊び・スポーツ・自主活動・創作活動などを行うものです。

子どもたちの放課後対策としては、子育て支援として『放課後児童クラブ（留守家庭児童対象）』と、『放課後子ども教室』を実施しています。

阿見小学校区放課後子ども教室 （あみっこクラブ）

体育館ではスポーツ鬼ごっこ・縄跳び・バドミントン等を行います。
校庭ではドッジボール・遊具遊びなどを行っております。
教室では折り紙他の創作などを行い、遊びを通して友達を思いやる気持ちを持って遊んでいます。

実穀小学校区放課後子ども教室 （けやきっこクラブ）

校庭ではサッカー・縄跳び・遊具遊びなど。体育館ではバドミントン・ボール遊びなど。教室では創作遊び（紙飛行機・ぬり絵・折り紙他）など。個性豊かな子どもたちが自由に伸び伸びと、楽しく遊んでいます。 ※平成30年度は本郷小学校区放課後子ども教室に統合



吉原小学校区放課後子ども教室 （吉原ふれあいクラブ）

校庭ではサッカー・ドッジボール・遊具遊び等。体育館では縄跳び・バドミントン・読み聞かせ・オセロ・創作遊び（紙飛行機・ブンブンゴマ他）等をして仲良く遊んでいます。遊びの中で上級生が下級生にやさしく教えています。 ※平成30年度は阿見小学校区放課後子ども教室に統合

本郷小学校区放課後子ども教室 （本郷ふれあいクラブ）

校庭ではスポーツ鬼ごっこ・ドッジボール・遊具遊びなど。
体育館では読み聞かせ・バドミントン・折り紙・オセロ・創作などの遊びを通して友達とのかかわりを深めています。



君原小学校区放課後子ども教室 （君原ふれあいクラブ）

体育館でドッジボール・縄跳び・ぬり絵・紙飛行機・折り紙などの創作やトランプ・オセロ・読み聞かせなどで楽しく遊んでいます。
遊びの中で上級生が下級生の面倒を見ながら仲良くすごしています。

舟島小学校区放課後子ども教室 （ふなっこクラブ）

校庭ではドッジボール・サッカー・キックベースボール・遊具遊びなど。
体育館では読み聞かせ・創作・縄跳び・バドミントンなどを行い、子ども同士いろいろ工夫し合い、元気に仲良く遊んでいます。



第一小学校区放課後子ども教室 （一小ふれあいクラブ）

体育館ではスポーツ鬼ごっこ・バドミントンなど。校庭ではドッジボール・サッカー・遊具遊びなど。教室ではぬり絵・紙飛行機など。
各種活動を心のふれあいを大切に楽しく行っています。

第二小学校区放課後子ども教室 （二小ふれあいクラブ）

体育館では創作遊び（紙飛行機・ブンブンゴマなど）読み聞かせなど。校庭ではスポーツ鬼ごっこ・ドッジボールなど。
子どもたちは、時間を忘れるほど夢中で楽しんでます。



※平成30年度はあさひ小学校区放課後子ども教室が加わります

放課後子ども教室についての問い合わせ: 子ども家庭課 ☎888-1111 (119)

平成30年4月から

国民健康保険制度が 変わります

国保

国保税
納めて安心
わが家の健康

国保年金課国保係 ☎888-1111 (131 ~ 133)

平成 30 年度から、国民健康保険制度は県と市町村が共同で運営する制度に変わります。

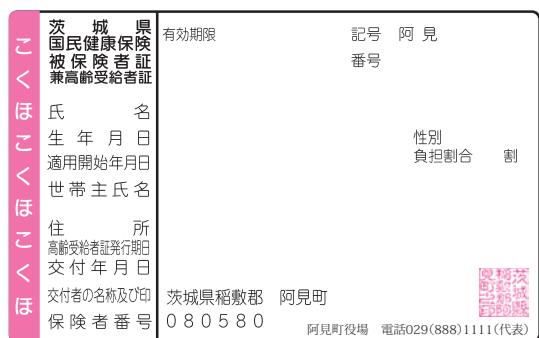
市町村は、都道府県が決定した市町村ごとの医療費水準や所得水準に応じた国保事業費納付金を都道府県に納付します。都道府県は、保険給付に必要な費用を全額各市町村へ支払います。

これにより、医療費等、保険給付に必要な費用を各市町村で支えあい、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、制度の安定化を図ります。

制度変更により変わる事

■被保険者証と、高齢受給者証が1枚のカードになります

これまでは、70～74歳の人が医療機関を受診すると、「被保険者証」と負担金の割合を記載した「高齢受給者証」の2枚の提示が必要でした。平成30年4月からは、利便性の向上のため、被保険者証に高齢受給者証の内容も記載した、1枚のカードに変わります。



■被保険者証の更新時期が変わります

保険証の更新時期が4月1日(3月31日有効期限)から8月1日(7月31日有効期限)に変更になります。この変更に伴い、平成30年度の被保険者証の有効期間は、原則、平成30年4月1日から平成31年7月31日までの1年4か月になります。

■高額療養費の多数回該当が県内で通算されます

高額療養費の多数回該当(過去12か月以内に高額療養費の該当回数が4回以上ある場合に、自己負担限度額が引き下げられる制度)について、県内の転居であって、転居前と同じ世帯であることが認められるときは、転居前の該当回数も通算することになり、経済的な負担が軽減されます。

制度変更後も変わらないこと

■窓口業務は引き続き市町村が行います

- ▼国保加入・喪失届出
- ▼被保険者証の発行
- ▼各種保険給付の申請
- ▼保険税の賦課・徴収
- ▼特定健診等の保健事業 など

▼国民健康保険▼後期高齢者医療制度

保険税(料)を年金からお支払い(天引き)されている人へ

『年金からの天引きによる納付』から 『口座振替による納付』へ変更できます

国保年金課 ☎888-1111 (131 ~ 135)

国

民健康保険の保険税または後期高齢者医療制度の保険料を年金からお支払い(天引き)されている人は、『年金からの天引きによる納付』から『口座振替による納付』へ変更することができます。

● 口座振替による納付を希望される人は、国保年金課の窓口でお手続きください。● お支払いいただく保険税(料)の総額は、変わりません。

手続き方法

● 口座振替の登録をされていない人:『保険証』『振替口座の預金通帳』『通帳の届出印』をご持参のうえ、国保年金課窓口にお越しください。

● すでに口座振替の登録をされている人:『保険証』『印鑑』をご持参のうえ、国保年金課窓口にお越しください。

※ 手続きをする時期により、口座振替へ変更できる月は異なります。

ご留意いただきたいこと

● 振替口座について:納税義務者ご本人以外の口座も可能です。

● 社会保険料控除について:口座振替へ変更した場合、所得税や町・県民税の社会保険料控除は、口座名義人に適用されます。なお、年金からの天引きの場合は、年金受給者ご本人に適用されます。

● 口座振替への変更後に振替不能となった場合:年金からのお支払いに変更させていただきます。

遺族年金・障害年金など非課税となる年金を受給している人や無収入の人も所得申告が必要です

国保税は、加入者の前年中(1~12月)の所得などから計算されます。世帯主(納税義務者)を含む加入者全員の所得の合計が一定の基準以下の場合、保険税を軽減する制度がありますが、この軽減制度の適用を受けるには世帯全員の申告が必要です。

遺族年金・障害年金・失業保険などの非課税所得のみの人や収入がなかった人も含め、所得申告をしていない人がいる場合は軽減が適用できませんので、税法上町内在住者の扶養に入っていない場合は、必ず所得の申告をお願いします。

また、所得申告をしていないと高額療養費の支給額が少なくなったり、支給を受けられない場合があります。

後期高齢者医療制度においても同様に、後期高齢者医療保険料の算定や高額療養費の支給額などの判定のため、被保険者本人および同じ世帯の人の所得申告が必要です。

保険税(料)の納付額証明書の送付について

平成29年中に納付された『国民健康保険税』『後期高齢者医療保険料』『介護保険料』の納付額証明書を、役場から平成30年2月初旬までに送付します。

納付額証明書は、平成29年の確定申告または町・県民税申告の際に、社会保険料控除を受けるために必要です。

この納付額証明書は、『普通徴収(納付書または口座振替による納付)』で納付された分のみを記載しています。『特別徴収(年金からの天引き)』

きによる納付)』で納付された分の納付額証明は、年金支払者から送付される源泉徴収票をお使いください。

● 問い合わせ 役場 ☎888-1111 ● 国民健康保険税・国保年金課 国保係(131) ● 後期高齢者医療保険料・国保年金課 後期高齢医療福祉係(134) ● 介護保険料・高齢福祉課 介護保険係(726)

小児の 医療福祉費(マル福)制度

医療福祉

国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111 (134・135)

小児医療福祉費(マル福)制度とは、町に住所があり、各種健康保険に加入している0歳から中学校3年生の人に対し、保険診療となる医療費(柔道整復師等による健康保険適用の施術も含む)を助成する制度です。

申請と届出

●申請(出生や転入など)

国保年金課窓口へ、▼本人確認書類(運転免許証等)▼健康保険証▼印鑑▼保護者の金融機関の口座番号のわかるもの▼0歳~中学校3年生までの人で、転入等により町で父母等のそれぞれの所得が確認できないときは、それぞれの住民税課税証明書等(※)——を持参して申請してください。申請していただければ、医療福祉費受給者証を交付します。

※住民税課税証明書等は、『総所得・扶養人数・所得控除』の記載されたものが必要となります。また、誕生月によって必要な年度が異なりますので、担当係までお問い合わせください

●更新

年に1回、誕生月に更新があります。また、小学校卒業時にも更新があります。なお、

更新の際は通知を郵送します。

●届出

お使いの健康保険証や振込口座などの届出内容が変更になったときは、お早めに変更の届出をお願いします。

県内の医療機関等にかかる場合は…

健康保険証と医療福祉費受給者証を提示することで、窓口での自己負担は左記のとおりになります。

▼外来の場合…一つの医療機関につき1日600円、月2回を限度に自己負担となります。なお、保険薬局での調剤にかかる自己負担はありません

▼入院の場合…1日3000円、月3000円を限度に自己負担となります。入院時の食事代(標準負担額)は自己負担となります

※中学生で白色と黄色の受給者証を2枚交付された人は

入院の際は白色の受給者証(「入院のみ有効」と記載されたもの)を、外来の際は黄色の受給者証(「外来のみ有効」と記載されたもの)を提示してください

※学校等(保育園(所)・認定こども園・幼稚園を含む)の管理下における災害(負傷・疾病等)の治療については、学校等で加入する日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度が優先となりますので、その際には、医療福祉費受給者証を提示しないで受診してください

●町からの助成

医療機関の窓口で支払った外来および入院自己負担金については、町が独自に助成します。後日、指定口座に振り込みますので最初にマル福を申請するときに「医療福祉費入院・外来自己負担金支給申請書兼口座振替依頼書」を必ず提出してください。原則として診療月の4か月後に振り込まれます。

※外来自己負担金が6000円未満の場合には町で受診状況が把握できないため、国保年金課窓口で外来自己負担金支給の申請をしてく

ださい——持参するもの…

医療機関等の発行する領収書(コピー不可。受診者名・保険点数の記載のあるもの)▼医療福祉費受給者証▼健康保険証▼印鑑

県外の医療機関等にかかる場合は…

医療福祉費受給者証は県外での診療には使用できません。県外で診療を受けたときは、国保年金課窓口で医療福祉費支給の申請をしてください。後日、口座に振り込みます。

▼持参するもの…医療機関等の発行する領収書(コピー不可。受診者名・保険点数の記載のあるもの)▼医療福祉費受給者証▼健康保険証▼印鑑

※健康保険組合等からの療養費給付証明書や支給決定通知書などが必要になる場合があります

◎小児マル福の一部に、防衛省から交付される特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用しています



成人おめでとうございます!

～20歳になったら、国民年金～

20歳を迎えた皆さん、いよいよ大人の仲間入りですね! しかしこれからの人生にはさまざまな困難もあるかもしれません。国民年金制度はあなたの人生のサポーター。ただし、届出を怠ると将来受け取る年金が減額されたり、受けられなくなる場合もあります。

国保年金課国民年金係 ☎888-1111 (136・137)

国民年金

●こんなときは届出を

項 目	種 別	届出先
20 歳になった (厚生年金・共済組合者を除く)	学生・自営業・自由業など	第 1 号被保険者 国保年金課
	会社員などに扶養されている配偶者	第 3 号被保険者 配偶者の勤務先
会社員・公務員になった	第 2 号被保険者	勤務先
会社員などと結婚し、扶養されるようになった	第 3 号被保険者	配偶者の勤務先
会社などを退職した、転職して自営業になった	第 1 号被保険者	国保年金課
扶養されている配偶者と離婚・死別した	第 1 号被保険者	国保年金課

日 本国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての人は、必ず国民年金に加入し、保険料を納めることになります。左表に該当するときには忘れずに届出をしましょう。

なお、会社員・公務員の人は、厚生年金・共済組合に加入することで自動的に国民年金に加入していることになっています。そのため、新たな手続きは必要ありません。

保険料の額

▼ 定 額 保 険 料…月 額
16490円(平成29年度)

▼ 付 加 保 険 料…月 額 4000円

※ 付 加 保 険 料 とは、将来より多くの年金受給を希望する人が定額保険料に上乗せして納付する保険料で、2000円×付加保険料納付済月数―で計算された金額が、老齢基礎年金に加算されます

保険料の納付方法

▼ 現金で納付する…日本年金機構から送付された納付書を金融機関・コンビニエンスストア・MMK端末設置店などで納付できます

※ MMK 端末とは、(株)しんきん情報サービスが運営する

公共料金収納用端末です

▼ 口座振替で納付する…金融機関の窓口または年金事務

所で申し込みできます。納め忘れもなく、確実にしかも便利です

▼ 口座振替手続きに必要なもの…▼ 年金手帳または納付書等基礎年金番号のわかるもの ▼ 通帳 ▼ 金融機関届出の印鑑

▼ 口座振替には次のような特典があります ▼ 当月分をその月に引き落としにすると、1か月あたり50円の割引になります(当月末振替による早割) ▼ 前納(6か月分前納・1年分前納・2年分前納)すると、保険料が割引になります

※ 右記の例として、金融機関やコンビニエンスストア等から現金で保険料を1年前納すると、3510円の割引、2年前納すると14400円の割引になります。また口座振替で保険料を1年前納すると、4150円の割引、2年前納すると、15640円の割引になります(すべて平成29年度の割引額)。ただし、時期により前納できる期間に制限があります。割引額は毎年異なりますので詳しくはお問い合わせください

保険料の猶予・免除制度等

一定の要件に該当する場合は、全額免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除のほかに次の猶予制度が申請できます。

▼ 学生納付特例制度…本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。対象となる学生は学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する人です

※ 申請するには、在籍期間の確認できる学生証(コピーの場合は両面)、または在学証明書が必要になります

▼ 若年者納付猶予制度…学生でない50歳未満の人で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です

詳しくは、国保年金課または土浦年金事務所(☎825-1170)にお問い合わせください

デマンドタクシー

あみまるくん
ご利用案内

都市計画課 ☎ 888-1111 (233)

あみまるくんは、現在、ワゴン型 2 台、セダン型 1 台の計 3 台で運行しています。通院・お買いもの・おでかけなど、多くの皆さんにご利用いただいています。ご利用を希望する人は、事前に利用登録（無料）が必要となります。利用者登録は随時受付していますので、『阿見町デマンドタクシー利用登録申請書』に必要事項を記入し都市計画課までご持参いただくか、郵送でお申し込みください。利用登録申請書は、都市計画課・うずら出張所・各公民館・各ふれあいセンター・総合保健福祉会館・図書館などに備え付けてあります。

デマンドタクシーあみまるくんの主な特徴

- ▼ 自宅前から目的地（町内）まで行けます
- ▼ みんなで利用する乗り合い制です
- ▼ 事前の利用登録と予約が必要です（登録無料）

利用料金について

1 回 400 円で乗車できます。身体障害者手帳・医療手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証を交付された人、介護保険法における『要介護者』『要支援者』に認定された人およびその付き添い者（1 人まで）は 1 回 200 円で乗車できます。新たに上記の認定を受けた人は、都市計画課までご連絡をお願いします。また、介護認定の有効期限が満了した人は、更新手続き後にご連絡をお願いします。

利用者の皆さまへのお願い

- 予約をお願いします
 - ▼ 予約をしないと利用できません。利用される前に下記の予約センターへ、必ず予約をお願いします
 - ▼ 運転手は予約の受付をすることはできませんので、帰日も利用される場合は、あらかじめ帰りの分も一緒に予約するか、再度予約をお願いします
- キャンセルの場合も電話をお願いします
 - ▼ 運行を円滑に行うために、予約をキャンセルする場合にも必ず連絡をお願いします。キャンセル料金はかかりませんが、連絡なしでのキャンセルの場合は、1 乗車分の料金をいただきます
- 目的地を複数指定することはできません
 - ▼ 『郵便局に寄ってから買い物へ』などのように、1 回の運行で目的地を複数指定することはできません
- 時間に余裕を持ってご利用ください
 - ▼ 予約をされた皆さんの自宅や目的地を順番に回っていきますので、予約状況によっては、お迎えや目的地への到着に時間のかかる場合があります
- 正確な到着時刻をお約束できませんので、お急ぎの場合や、正確な到着時間を希望される場合は、通常のタクシーなどのご利用をお願いします
- 予約をした場所でお待ちください
 - ▼ 運転手は予約があった場所に到着した後、5 分程度待っても利用者が現れない時は、次の目的地へ向かって出発しますので、予約の時間・場所はお間違いのないよう十分注意してください
- 自宅での乗降について
 - ▼ ご自宅までお迎えにうかがいますが、自宅までの道路が狭い場合や行き止り道路の場合などは、広い道まで出てお待ちいただくことになります。また、敷地が広い場合は、道路まで出てお待ちいただきますのでご協力をお願いします
- 大きな荷物・危険物・ペットは乗せられません

予約センター

- 受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時
- 電話番号：**888-4152** よい交通

運行日・運行時間

- 月～金曜日 ※祝・祭日および年末年始は運休
- 午前 8 時～午後 5 時

予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ <http://www.yokaren-heiwa.jp/>

予科練平和記念館 ☎891-3344 開館時間: 月曜日を除く午前9時～午後5時

収蔵資料展『旗と手紙』開催中

一般財団法人全国強制抑留者協会より借り受けた資料絵を基に、戦後、シベリアを中心とする旧ソ連各地に抑留された人々についての展示を実施します。

- ▼期 日: 平成30年1月10日(水)～3月18日(日) ※ 月曜日休館。月曜日が祝日の場合は翌火曜日が休館
- ▼時 間: 午前9時～午後5時(入館は4時30分まで)
- ▼場 所: 予科練平和記念館 20世紀ホール
- ▼観覧料: 常設展チケットでご覧いただけます

ふゆやすみミニイベント『予科練こども会』の開催

小学生や未就学児童を対象にしたイベントを開催します。参加無料ですので、お気軽に遊びに来てください。イベントを楽しんでいただいた後に予科練平和記念館で勉強をしていただければと思います。

- ▼日 時: 平成30年1月27日(土) 午前10時～午後3時
- ▼場 所: 予科練平和記念館内ラウンジ・エントランス前
- ▼内 容: ▼屋外: ミニSL(雨天中止) ▼屋内: バルーンアート・的当て・パチンコ(常時開催)。腹話術・マジックは、①午前11時～11時30分 ②午後2時～2時30分に開催予定
- ▼その他: 事前申込不要。当日直接お越しください



▲前年度の『予科練こども会』



▲『おもちゃの病院』の様子

●『おもちゃの病院』を同日開催します

壊れたおもちゃをご持参いただければ『おもちゃドクター』が直します。

おもちゃの診察は原則無料ですが、部品代・材料代等の実費をいただく場合があります。修理できるおもちゃの種類など、詳しくは予科練平和記念館にお問い合わせください。

▼受付時間: ①午前10時～正午 ②午後1時～3時

▼場所: 予科練平和記念館ラウンジ

▼その他: 事前申込不要。当日直接お越しください

予科練平和記念館『年間パスポート』の販売

予科練平和記念館の観覧券に『年間パスポート』が追加されました。ご購入いただいて窓口でご提示いただければ、1年間何度でも予科練平和記念館をご見学いただけます。

▼価 格: ▼大人: 1,500円 ▼小人: 900円

▼有効期間: 購入日から1年間

▼その他: 特別展など観覧料金が増える場合があります。詳細は予科練平和記念館に直接ご確認ください

◎学芸員のつぶやき

今回は予科練の号令のお話です。軍隊生活には多くの号令がありますが、その中で極めて単純ですが難しい号令に「待て」がありました。この号令がかかると、どんなときでもぴたりと動きを止めねばなりません。さながら「だるまさんがころんだ」のような光景です。運悪く片足を上げていたら「かかれ」の号令がかかるまで延々片足立ちのまま待っていたそうです。不謹慎かもしれませんが、知らない人が見たら面白い光景だったのかもしれない。

まちの できごと

『第20回町地区別対抗 ゴルフ大会』開催

11月17日、桜ゴルフ倶楽部（稲敷市）において第20回町地区別対抗ゴルフ大会が開催されました。

大会は、町内から104人が参加し、団体戦と個人戦が行われました。

優勝は、小松沢敏さん（男子の部）、墳本美智子さん（女子の部）、阿見小学校区チーム（団体戦）の皆さんです。おめでとうございます。



町内児童が国体応援ポスターコンクールで入賞

10月30日、県庁において『いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会応援ポスターコンクール』の表彰式が行われ、町内在住の児童が表彰されました。

小学部において、成田結愛さん（県立美浦特別支援学校）が最優秀賞、菊池大葵さん（県立霞ヶ浦聾学校）が優秀賞を受賞し、中学部において、横山結さん（県立美浦特別支援学校）が優秀賞を受賞されました。おめでとうございます。

このコンクールは、県内の児童生徒がスポーツの関心を育み、平成31年に開催される「いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会」に関連した県民運動や開閉会式への参加を促すために実施され、合計3740点の応募がありました。



▲菊池大葵さんの作品



▲横山結さんの作品



▲成田結愛さんの作品

道の駅に関する講演会

『地方創生下の稼ぐ地域づくり』開催

11月14日、役場会議室にて、「地方創生下の稼ぐ地域づくり」と題し、町道の駅指定管理予定者である株式会社ファーマーズ・フォレストの松本代表による講演会が実施され、町長をはじめ農産物生産者や商工会、金融機関の皆さんが熱心に耳を傾けました。

企業の視点から出口戦略の重要性、地域の経済好循環などが語られ、道の駅を拠点に町全体の発展に寄与したいとの強い思いが感じられました。

講演後、参加者からは、「道の駅をきっかけに阿見町の地域経済の向上に期待しており、開業が楽しみです（金融機関）」、「若手農家の活躍の場が広がるのは喜ばしいこと。地域の交流の場として賑わいが生まれることにも期待している（農業者）」といったコメントをいただきました。

関係者のご協力のもと町長以下担当職員一丸となり、平成32年の開業に向け頑張つてまいります。

※講演会の様子や資料は、町ホームページ（<http://www.town.ami.lg.jp/000004387.html>）に掲載しています。





インフォメーション

音楽で元気にするまちづくり事業

代外「ジャズ&ラテン」コンサート開催

- ▼期日 平成30年1月21日(日)
- ▼時間 午後2時から(開場: 1時30分)
- ▼場所 本郷ふれあいセンター
- ▼出演者 ▼エヘラバンド
▼misa jazz ▼渡瀬ひとみ
- ▼その他 入場料無料・申込不要
- ▼本郷ふれあいセンター
☎830-51100
- 町では地域の活性化・産業の

代外道の駅出品希望者との意見交換会開催

- 振興・道路利用者の利便性向上を目的とし、平成32年7月ごろの開業を目指し、道の駅を整備しています。
- 今回、道の駅へ農産物等の出品を希望する人・興味のある人との意見交換会を開催しますので、ぜひご参加ください。
- ▼農産物出品者
- ▼阿見地区
- ▼日時 平成30年1月10日(水) 午後5時30分～6時30分
- ▼場所 中央公民館多目的室

▼朝日地区

- ▼日時 1月24日(水)午後5時30分～6時30分
- ▼場所 本郷ふれあいセンター会議室1

▼君原地区

- ▼日時 1月11日(木)午後5時30分～6時30分
- ▼場所 君原公民館多目的室

▼舟島地区

- ▼日時 1月26日(金)午後6時～7時
- ▼場所 舟島ふれあいセンター会議室

▼加工食品・工芸雑貨品出品者

- ▼日時 1月24日(水)午後2時～3時
- ▼場所 本郷ふれあいセンター多目的ホール
- ▼その他 入場料無料・申込不要
- 道の駅整備推進室 ☎888-1111(214)

募集ひとり親家庭の小学校新入学児童への「入学祝い品」贈呈

- 社会福祉法人県母子寡婦福祉連合会からひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)のお子さんに入学祝い品(学用品)を差し上げます。
- ▼対象 平成30年度に小学校へ入学する児童のいるひとり親家庭で、祝い品を希望する保護者
- ▼申込期間 平成30年1月19日(金)まで ※土日・祝日および年末年始を除く

▼申込方法 子ども家庭課窓口 に直接申し込む

- ▼子ども家庭課 ☎888-1111(117) ▼(社)県母子寡婦福祉連合会 ☎029-221-7505

募集教育振興基本計画・生涯学習推進計画パブリックコメント募集

- 町の教育の振興および生涯学習の推進のための施策に関する基本的な計画である「教育振興基本計画」「生涯学習推進計画」の前期計画が満期となるため平成30～34年度を計画期間とする後期計画の策定作業を進めています。
- このたび計画素案をまとめましたので、町民の皆さまの考えをお聞きし、計画策定の参考とし、パブリックコメント(意見)を募集します。皆さまのご協力をお願いします。
- ▼対象 町内在住・在勤・在学の人またはこの案件の内容に利害関係のある人(個人・団体は問わず)
- ▼素案の閲覧 12月25日(月)から、役場2階情報公開コーナー・各公民館・各ふれあいセンター・図書館・福祉センターまほろば・総合保健福祉会館「さわやかセンター」・うずら出張所・町民活動センター ※町ホームページにも掲載します

▼募集期間 12月25日(月)～ 平成30年1月24日(水) 必着

▼提出方法 素案の各閲覧場所に 備え付けた「意見カード」

- または自由様式の意見書に、氏名・住所・電話番号・ご意見を明記し、閲覧場所にある投函箱に投函・郵送・ファクシミリ・Eメールのいずれかで左記に提出する ※持参の場合は土日・祝日および年末年始を除く。電話によるご意見は受付不可

▼意見への回答 いただいたご 意見に対する町の考え方は、

- 1月下旬に町ホームページ・役場2階情報公開コーナーにおいて公表します。ご意見に対する直接の回答はしませんので、ご了承ください
- ▼学校教育課 ☎300-0392 阿見町中央1-1-1 ☎888-1111
- ▼gakko@voikura-ofc@town.ami.lg.jp

お知らせ 住宅・土地統計調査単位 区設定の実施

- 総務省統計局では、平成30年2月1日を基準日として、全国で住宅・土地統計調査単位区設定を実施します。
- この調査は、平成30年住宅・土地統計調査の実施に当たり、調査員が担当する調査区域を明確にし、調査の円滑な実施と結果制度の向上を図ることを目的としています。
- 調査対象地域では調査員が巡回しますので、訪問した際はご協力をお願いします。
- ▼情報広報課統計係 ☎888-1111(297)

募集国際交流ウオーキング 参加者募集

- 町国際交流協会から外国人のみなさんと一緒に霞ヶ浦湖畔から水郷公園周辺を歩きます。ぜひご参加ください。
- ▼期日 平成30年1月21日(日)
- ▼時間 午前9時～正午
- ▼場所 かすみ公民館集合
- ▼対象 町国際交流協会会員および町在住・在勤・在学の人(小学生以上)
- ▼募集人数 30人(定員で締切)
- ▼参加料 無料
- ▼申込方法 1月18日(木)までに、電話またはメールで左記に申し込む
- ▼その他 ▼雨天中止(態度決定午前7時)▼履き慣れた靴・帽子を着用してきてください
- ▼飲み物は各自持参▼参加者全員に参加賞あり
- ▼町国際交流協会事務局 ☎888-1111(292)
- ※火・金曜日の午前8時30分～午後5時15分
- ▼aiea-ami@atlaspala.or.jp

募集 町不妊治療助成事業を ご存じですか？

町では、特定不妊治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減するため治療費の一部を助成します。詳細は左記にお問い合わせください。

▼内容 体外受精・顕微授精の治療費が県不妊治療助成事業の補助金額を超えるものに、町からも治療費の一部を助成

▼対象 次のすべての要件に該当する人①県不妊治療助成事業（県が実施する事業です。詳細はお問い合わせください）
▼申請窓口：土浦保健所健康増進課 ☎ 82115398

の補助金交付決定を受けている②法律上婚姻をしている夫婦で、夫および妻のいずれもが特定不妊治療終了日および申請日時点において町内に1年以上住所を有する③夫および妻のいずれもが町税を滞納していない

▼助成額 治療区分に応じて助成額が異なります
▼助成回数 ▼初回40歳未満：通算6回（43歳になるまで）
▼初回40歳～43歳未満：通算3回（43歳になるまで）

▼申込方法 県不妊治療助成事業の補助金交付決定後左記に申し込む

健康づくり課（総合保健福祉会館内） ☎ 8888-2940

お知らせ 家を新築・増築または 取り壊した人へ

町では、家の現況把握に努めています。所有者からの連絡がなければ正確な現況を把握できない場合があります。

平成29年中に住宅・店舗・納屋・車庫などの家を新築または増築されて、まだ税務課の家屋調査が済んでいない場合は、固定資産税・都市計画税の基礎となる評価額を算出するため、家屋調査が必要となります。平日の日中でご都合のよい日時を相談のうえ税務課職員がお伺いします。なお、早くご連絡ください。

また、平成29年中に家屋を取り壊した場合、平成30年度から固定資産税・都市計画税は課税されません。平成30年1月末までに「家屋滅失届」を税務課に提出していただくか、電話などによりご連絡ください。なお法務局において建物滅失登記をしている場合は届出は必要ありません。

税務課固定資産税係 ☎ 88811111（155）

募集 『いばらき県南若者サポ ートステーション』開催（無料）

勤労意欲を持ちながらも、就職に不安や悩みを持つ人やそのご家族の相談を受け付けます。

▼期日 平成30年1月12日（金）

▼時間 午後1時～4時

▼場所 かすみ公民館会議室

お知らせ 県の特定賃金が改定され ました

県の特定最低賃金が次のとおり改定されました。効力発生日はいずれも12月31日です。

①鉄鋼業：892円
②はん用機械器具・生産用機械器具・業務用機械器具製造業：859円
③計量器・測定機・分析機器・試験機・理化学機械器具・医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部品製造業：855円

④各種商品小売業：828円
茨城労働局賃金室 ☎ 029-224-6216

募集 『食品表示基準に基づく食品表 示に関する研修会』参加者募集

▼期日 平成30年1月30日（火）

▼時間 午後1時～4時30分

▼場所 県土浦合同庁舎第1分庁舎3階第3会議室（土浦市大和町）

▼対象 県内の食品関連事業者

▼募集人数 100人（定員で締切）

▼申込方法 所定の申込用紙（左記ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入しファクシミリ・メールのいずれかで左記に申し込む

▼申込期間 1月25日（木）まで
〒310-8555 水戸市笠原町978-16 県生活衛生課 ☎ 029-30113420
029-30110800
seiei4@prefibaraki.jp
http://www.shoku.prefibaraki.jp/hyoji_tekiseika/kenshukai.html

代外 『新年囲碁大会』開催

▼期日 平成30年1月21日（日）
▼時間 ▼受付：午前9時から
▼対局：午前9時30分～午後4時

▼場所 中央公民館2階和室他

▼参加料 ▼一般：500円
▼高校生以下：無料 ※昼食・飲み物は各自持参

▼その他 事前申込不要（当日直接ご来場ください）

阿見囲碁同好会 田中 ☎ 841-2270

町の文化財。文学紹介 郷土の文学『下村千秋①』

今号から『町の文化財・文学紹介』を不定期で連載します。

下村千秋は、明治26年（1893）年旧朝日村荒川本郷に生まれました。父は下根小学校校長を務めた常松ですが、深酒の癖があり、酔うと乱暴な振る舞いをしたと伝えられます。そのため家庭の雰囲気は必ずしも朗らかではなく、経済的にも楽な状況ではなかったようです。母いわは千秋5歳のとき病没し、千秋は母方の祖母に育てられ、父が再婚して継母を迎えましたが、千秋にとって心から安らぎを得られる家庭がその幼少期に得られたとは言えないのかもしれない。

時代性や家庭環境が千秋の文学性に与えた影響については今後の更なる研究が待たれるところです。千秋は多様な文学性

を作品で表しましたが、昭和5年（1930）年に発表した「街の浮浪者（ルンペン）」は千秋の代表作となっています。

生涯学習課（中央公民館内） ☎ 888-2526



生涯学習課（中央公民館内） ☎ 888-2526

インフォメーション

町選挙管理委員会から

集 町長選挙「投票立会人①②」 募「臨時職員③④」募集

町では平成30年2月18日(日)に予定されている町長選挙の「投票立会人」および「臨時職員」を左記のとおり募集します。

▼期日前投票立会人② 投票立会人
期日 ① 2月14日(水)～17日(土)までのうち希望する日

② 2月18日(日)

▼時間 ① 午前8時30分～午後8時2分 午前7時～午後8時

▼勤務場所 ① 役場1階ロビー

② ご自分が投票される投票所

▼募集人数 ① 8人(各日2人)
② 34人(各投票所2人)

▼報酬 ① 日額9500円 ② 日額10700円

▼内容 投票手続き全般が適正に行われているかの立ち会い

▼応募条件 町の選挙人名簿に登録されている人

▼応募方法 1月12日(金)までに直接下記に申し込む(定員を超えた場合は抽選) ※土・日・祝日・年末年始を除く

▼臨時職員(期日前投票事務) 臨時職員(当日等投票事務)

期日 ③ 2月14日(水)～17日(土)

日(土) ④ 2月17日(土) 18日(日)

▼時間 ③ 午前8時30分～午後5時15分(休憩1時間) ④ 投票日前日・午前8時30分から(2～3時間程度)、投票日・午前6時30分～午後8時30分(休憩1時間)

▼勤務場所 ③ 役場 ④ 町内各投票所のうち町選挙管理委員会が指定する場所

▼勤務内容 ③ 投票事務の補助 ④ 投票事務の補助、投票所の設営準備・片付け

▼募集人数 ③ 4人 ④ 17人

▼賃金 ③ ④ 時給830円(交通費別途支給)

▼応募条件 ③ 健康で通勤可能な人 ④ 18歳以上の人(高校生を除く) ④ 選挙の重要性を認識し、選挙人へ疑問を抱かせることのないよう、身なり・言動に責任の持てる人

▼町内に在住・通学・通勤する18歳以上の人(高校生を除く) ④ 長時間の勤務に耐えられる健康な人 ④ 投票日の勤務が早朝からのため、路線バス以外で通勤手段を確保できる人 ④ 役場で行う1時間程度の事前説明会に必ず参加できる人

▼応募方法 1月12日(金)までに履歴書(3か月以内撮影の写真貼付)を下記に郵送または直接申し込む ※土・日・祝

日・年末年始を除く

▼選考方法 書類選考・面接

▼町選挙管理委員会(総務課内) 888-1111(214・215)

日・年末年始を除く

▼町民ダイヤルのご利用案内

町民ダイヤルは、電話回線を利用した自動応答により、左記の項目を音声によりご案内しているサービスです。

ただし、サービスは留守番電話機能を利用した自動応答のため、利用者の質問に答えることはできません。音声は4分程度で終了します。利用には通話料がかかります。また、左記の町ホームページでは、町民ダイヤルの音声情報を文字情報として掲載しています。

▼電話番号 887-6600

▼利用時間 24時間

▼ご案内している項目

▼休日当番医(1か月分)

▼人権・行政相談の実施日

▼心配ごと相談の実施日

▼このころの健康相談の予約締切日と実施日

▼日曜開庁の実施日

▼その他 毎月末に音声情報の更新を行います

▼情報広報課 888-1111(298)

▼http://www.town.ami.lg.jp/000000030.html

▼「明治150年」関連施策を推進しています

平成30年(2018年)は、明治元年(1868年)から起算して満150年に当たります。政府では「明治150年」関連施策として地方公共団体・民間も含め、全国で取組を推進しています。詳細は左記ホームページをご覧ください。

▼「明治150年」関連施策のマーク

▼内閣官房「明治150年」関連施策推進室 03-3581-6135

▼http://www.kantei.go.jp/singi/meiji150/portal/

代 町シルバー人材センター 入会説明会

期日 平成30年1月9日(火)

時間 午前10時から

場所 町シルバー人材センター(総合保健福祉会館「さわやかセンター」別館)

対象 当センターの趣旨に賛同する、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人(入会承認制)

●(公社)町シルバー人材センター 888-2036

お知らせ 「明治150年」施策を 推進しています

平成30年(2018年)は、明治元年(1868年)から起算して満150年に当たります。政府では「明治150年」関連施策として地方公共団体・民間も含め、全国で取組を推進しています。詳細は左記ホームページをご覧ください。



▲「明治150年」関連施策のマーク

〈広告欄〉

住まいのことなら 美都住建へ

家の耐震等が心配という方には、当社のホームウェル耐震診断士が無料でアドバイスさせていただきます。

土台と梁、柱を覆った構造用木材で固定するため耐力が分散し、高い安定した構造耐力が得られます!!

●新築住宅に関する事は 美都住建 検索

建築業知事免許(般-29)第22375号 【本社】阿見町実穀1283-10 TEL.029-842-7196 (株)美都住建 【陶板浴】阿見町中央1-5-32

もっと楽しく快適に! リフォームしませんか?

リフォームアドバイザーが親切・丁寧に対応させていただきます。

Before 屋根 外壁 水廻り 外構...etc After

●(有)美都和 茨城県知事免許(5)第5548号 阿見町中央1-5-32 TEL.029-891-2200

町教育委員会から

非常勤特別職募集①⑦
臨時職員募集②⑤⑥

①教育相談センター指導員

勤務期間 平成30年4月2日

(月)～平成31年3月29日(金)

勤務日時 毎週月～金曜日、

週3日程度、午前9時～午後

5時(7時間勤務)

勤務内容 教育相談センター

に通所する児童・生徒の指導

応募条件 教員免許状(小学

校または中学校)を保持して

いて、健康かつ通勤可能な人

②学校図書館司書

勤務期間 平成30年4月6日

(金)～平成31年3月22日(金)

勤務日時 毎週月～金曜日

(夏休み・冬休み・祝日など休

校日を除く)午前9時～午後

3時(5時間勤務) ※学校に

よって変動あり

勤務内容 図書室の図書整

理・貸出・返却・図書選定等

応募条件 図書館司書資格ま

たは教員免許状(小学校また

は中学校)を保持している人

③特別支援員

勤務期間 平成30年4月5日

(木)～平成31年3月22日(金)

勤務日時 毎週月～金曜日

(夏休み・冬休み・祝日など休

校日を除く)午前8時30分～

午後3時(5時間勤務30分)

※学校によって変動あり

勤務内容 特別な配慮が必要

な児童・生徒の学校生活の支援

④学校用務員

勤務期間 平成30年4月2日

(月)～平成31年3月22日(金)

勤務日時 毎週月～金曜日

午前9時～午後3時(5時間

勤務)

勤務内容 学校内の清掃等管

理業務・教職員の用務補助など

⑤学校給食配膳員

勤務期間 平成30年4月6日

(金)～平成31年3月22日(金)

勤務日時 毎週月～金曜日

(夏休み・冬休み・祝日など休

校日を除く)午前10時～午後

2時(3時間勤務)

勤務内容 学校給食の配膳・

食器の回収など

⑥学校教育課臨時職員

勤務期間 平成30年4月2日

(月)～平成31年3月29日(金)

勤務日時 毎週月～金曜日午

前8時30分～午後5時15分

(7時間45分勤務) ※土・日・

祝日を除く

勤務内容 事務補助

応募条件 ワード・エクセル

等のパソコン操作ができる人

⑦予科練平和記念館展示解説員

勤務期間 平成30年4月1日

(日)～平成31年3月31日(日)

※その後も必要に応じて雇用

更新可(最長3年)

勤務日時 月15日・週29時間

以内(土・日・祝日を含む)

午前8時30分～午後5時15分

(7時間45分勤務)

勤務内容 来館者への案内業

務(展示資料等の監視・解説、

館内案内、観覧券・売店での

販売業務、事務補助など)

応募条件 ▼地域の歴史・戦

史に興味があり接客に向いて

いる ▼ワード・エクセルなど

のパソコン操作ができる

勤務場所 ①教育相談セン

ター②⑤町内各小中学校

⑥学校教育課⑦予科練平和

記念館

募集人数 ①⑤⑦いずれ

も若干名⑥1人

時給 ①1150円②900

円③870円④5830円

⑦900円(別途交通費支給)

応募期間 1月19日(金)まで

※①⑥土・日・祝日・年末年

始を除く⑦毎週月曜日(祝日

の場合は翌火曜日)・祝日・年

末年始など休館日を除く

応募方法 ①⑥履歴書(3

か月以内撮影の写真貼付)を直

接左記に提出する ※郵送不可

⑦履歴書(3か月以内撮影の

写真貼付) ▼作文「応募の動機」

を原稿用紙2枚800字以内

にまとめたものを直接左記

に提出する ※郵送不可

●選考方法はいずれも書類選

考・面接(日程は後日連絡)

①⑥学校教育課 ☎888-1111(321) ⑦予科練平

和記念館 ☎891-3334

お知らせ
陸上自衛隊霞ヶ浦飛行場
「夜間飛行訓練」

ヘリコプター2～3機による

標記訓練を行います。

日時 平成30年1月30日(火)

2月1日(木)、日没から

約3時間以内(各機2時間基

準)

陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦

校総務課 ☎842-11211

(3420)

お知らせ
おわびと訂正

①「広報あみ」10月号通常版

6ページの表記で「男女共

同参画社会推進会議」が新し

いメンバーを迎え開始しまし

た」とあるのは、「男女共同

参画センター運営協議会」が

新しいメンバーを迎え開始し

ました」の誤りです。

②「広報あみ」12月号通常版

2ページの町認定事業所の表

記で「河村電機産業」とある

のは、「河村電器産業」の誤

りです。

③「広報あみ」12月号通常版8

ページの選手名で「下村友夏

里さん」とあるのは、「下村友

夏理さん」の誤りです。

おわびして訂正します。

①情報広報課 ☎888-1111(298) ②政策秘

書課 ☎888-1111(734)

〈広告欄〉

広報あみに広告を掲載しませんか？

広告募集中

町ホームページへのバナー広告もあわせて募集中
問い合わせ 商工観光課 ☎888-1111(172)

お気軽にご相談ください！！

相続、抵当権抹消、贈与(不動産の登記名義変更)
* 全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見

茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号
阿見町役場 阿見小学校 神林ビル202号室 あみ司法書士事務所
(簡裁訴訟代理等関係業務認定) 司法書士 堀一樹
TEL 029-804-0382
E-mail: ami-shihousyoshi@jcom.zaq.ne.jp
(平日 午前9:00～午後6:00)
・上記以外の時間帯や、土日祝日も
対応致します。
・面談は、事前のご予約が必要です。

●防災行政無線フリーダイヤル●

防災行政無線で放送された内容は、下記のフリーダイヤルの電話でも確認することができます。(通話料は無料です)

0120-131-813

●あみメール登録お願いします●



スマートフォン・携帯電話で
t-ami@sg-m.jp宛てに空メール
を送信するか、または左記 QR コ
ードを読み取り、専用サイトにア
クセスして登録してください。

▲QRコード

●定例相談●

行政相談

日 時 平成 30 年 1 月 4 日(木) 午前 10 時～午後 3 時
場 所 役場 3 階 302 会議室
問い合わせ 総務課 ☎ 888-1111 (215)

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前 9 時～午後 4 時
場 所 中郷保育所敷地内
訪問相談 随時受付
問い合わせ 地域子育て支援センター ☎ 891-2772

教育相談

日 時 火～金曜日 午前 9 時～午後 3 時
場 所 図書館となり
問い合わせ 教育相談センター(やすらぎの園) ☎ 888-1225

心配ごと相談

日 時 水曜日 午後 1 時～4 時
弁護士相談 月 1 回午後 1 時～3 時 30 分(毎週水曜日の心
配ごと相談にて要予約)
場 所 総合保健福祉会館相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

高齢者総合相談

日 時 月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
場 所 町社会福祉協議会内
問い合わせ 町地域包括支援センター ☎ 887-8124

消費者相談

日 時 月～金曜日 午前 9 時～正午、午後 1 時～4 時
場 所 役場 1 階町消費生活センター
問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

交通事故相談

日 時 月～金曜日、午前 9 時～正午、午後 1 時～
4 時 45 分
弁護士相談 水曜日 午後 1 時～4 時[要予約]
場 所 県土浦合同庁舎
問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎ 823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

※日曜開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

●公共機関電話番号●

うずら出張所
☎ 841-1167

健康づくり課
☎ 888-2940

福祉センターまほろば
☎ 887-3969

地域子育て支援センター
☎ 891-2772

阿見消防署
☎ 887-0119

火災情報案内
☎ 0297-64-0119

上下水道課
☎ 889-5151

霞クリーンセンター
☎ 889-0091

中央公民館
☎ 888-2526

君原公民館
☎ 889-1363

かすみ公民館
☎ 888-8111

本郷ふれあいセンター
☎ 830-5100

舟島ふれあいセンター
☎ 840-2761

図書館
☎ 887-6331

予科練平和記念館
☎ 891-3344

総合運動公園
☎ 889-2788

教育相談センター
☎ 888-1225

町民活動センター
☎ 888-2051

町男女共同参画センター
☎ 896-3181

消費生活センター
☎ 888-1871

町民ダイヤル(休日当番医・
定例相談等のテレホンサー
ビス) ☎ 887-6600

●人口と世帯●

- 総人口 47,473 人 (+ 1) ▽12 月 1 日現在
- 男 性 23,524 人 (+ 8) ▽常住人口ベース
- 女 性 23,949 人 (- 7) ▽() 内は前月比
- 世帯数 19,297 世帯 (+ 22) ▽情報広報課調べ

1 月の納税等

町・県民税(4 期)
国民健康保険税(7 期)
後期高齢者医療保険料(7 期)

納期限 1 月 31 日(水)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

2 月の納税等

固定資産税(4 期)
国民健康保険税(8 期)
後期高齢者医療保険料(8 期)
介護保険料(6 期)

納期限 2 月 28 日(水)

救急車出動状況 11 月(年累計)

阿見消防署管内調べ	急 病	93 件(1,206)
出場件数 151 件(1,875)	交通事故	20 件(202)
	一般負傷	17 件(239)
※救急車の適正な利用を お願いします	そ の 他	21 件(228)
	合 計	151 件(1,875)

『広報あみ』は、毎月第 2・4(12 月は第 3) 金曜日発行です。
下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場 1 階正面玄関・ロビー、役場 2 階情報広報
課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、
中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセ
ンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:阿見・中央・阿見原・青宿・実穀・君原の
各郵便局、常陽銀行阿見・荒川沖東の各支店、筑波銀行
阿見・荒川本郷の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城
県信用組合阿見支店